

修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十七号

修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

修学資金等の返還債務の免除に関する条例（昭和四十年広島県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

本則の表看護職員修学資金の項、助産師修学資金の項及び理学療法士等修学資金の項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、同表介護福祉士修学資金の項中「又は厚生労働大臣」を「又は都道府県知事」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。